



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年6月7日火曜日 第2273号

### ◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	531
狩猟免許更新に係る適正試験等の実施.....	531
保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....	532
保安林予定森林にする旨の通知等（2件）.....	533
林業用種苗生産事業者の登録.....	534
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	534
公共測量の実施の通知.....	534
土地改良区役員の就退任の届出.....	534

土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	535
------------------------	-----

### 公 告

狩猟免許試験の施行.....	535
クリーニング師試験の施行.....	536
登録販売者試験の実施.....	536

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第759号

次のとおり落札者を決定した。  
平成23年6月7日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
玉川湖ポートコース整備業務一式	愛媛県企画振興部 地域振興局 備後課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年5月26日	有限会社トータスコ ボレーション 長崎県佐世保市棚方町488番地17	49,350,000円	一般競争入札	平成23年4月15日

#### ○愛媛県告示第760号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。  
平成23年6月7日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成23年9月14日に満了する者

#### 2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	平成23年7月21日（木）午前9時	四国中央市民会館三島会館1階第2・3会議室	四国中央市中曾根町500
同上	東予第2会場	平成23年7月24日（日）午前9時	今治市民会館大会議室	今治市別宮町一丁目4-1
同上	東予第3会場	平成23年7月24日（日）午前9時	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611
同上	東予第4会場	平成23年8月7日（日）午前9時	今治市伯方支所大会議室	今治市伯方町木浦甲1235
中予地方局	中予第1会場	平成23年7月22日（金）午前9時	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132
同上	中予第2会場	平成23年8月9日（火）午前9時	久万高原町産業文化会館研修室	久万高原町久万188
同上	中予第3会場	平成23年9月11日（日）午前9時	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132

南予地方局	南予第1会場	平成23年7月26日(火)午後1時	徳森公園管理センター(大洲市平公民館)大ホール	大洲市徳森2280-2
同上	南予第2会場	平成23年7月27日(水)午前9時	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1
同上	南予第3会場	平成23年8月7日(日)午前9時	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1
同上	南予第4会場	平成23年8月21日(日)午前9時	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各2,800円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第761号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年6月7日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市久谷町乙713の2、乙788の1、乙813の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第762号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年6月7日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市宇和町明石2071、2101、2114から2116まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第763号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
松山市北梅本町乙797、乙798、乙801の2
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐による伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
伊予郡砥部町玉谷1287、1288、1291から1297まで
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
玉谷1288・1291・1292（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町大川1788、1790
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大川1788・1790（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町露峰乙315、乙316、乙320、乙321

- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
露峰乙316・乙320・乙321（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所  
大洲市長浜町今坊乙65
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
長浜町今坊65（次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第764号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
西予市野村町白髭2号386
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
野村町白髭2号386（次の図に示す部分に限る。）  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
西予市城川町下相1625の1、2051の1、2051の3、2052の1、2052の4、城川町古市821、822、823、825
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
城川町下相1625の1・城川町古市822・825(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、821

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第765号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。  
平成23年 6月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
400	住友林業フォレストサービス株式会社 森林管理部 新居浜山林事業所	新居浜市磯浦町2番1号	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成	住友林業フォレストサービス株式会社 森林管理部 新居浜山林事業所	新居浜市磯浦町2番1号

○愛媛県告示第766号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。  
なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。  
平成23年 6月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
西予市  
西予市宇和町卯之町三丁目434番地1  
代表者 西予市長 三好幹二  
西予市宇和町山田2061番地
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
西予市明浜町俵津8番耕地504番1地先から同2番耕地874番3地先までの公有水面
  - (2) 区域  
埋立区域①  
次の1点から3点までを順次直線で結んだ線並びに3点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.25メートル)における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域  
基点1(西予市明浜町俵津3番耕地169番1地先の道(国道378号)に設置した金属鈹)は、北緯33度19分29秒、東経132度29分22秒の地点  
1点は、基点1から真北202度30分41秒98.85メートルの地点  
2点は、1点から真北131度11分00秒34.49メートルの地点  
3点は、2点から真北74度23分13秒10.18メートルの地点
  - (3) 面積

- 埋立区域①  
277.21平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成19年2月22日 愛媛県指令18港第401号
- 4 しゅん功認可年月日  
平成23年 6月 7日

○愛媛県告示第767号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成23年 6月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(都市計画図修正)
- 2 作業期間 平成23年 6月 7日から  
平成24年 3月31日まで
- 3 作業地域 今治市(陸地部地域)

○愛媛県告示第768号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宇和海地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。  
平成23年 6月 7日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	磯 崎 弘	宇和島市下波5442番地
"	浅 井 悟	宇和島市下波4789番地

"	志 波 泰 映	宇和島市下波3781番地
"	酒 井 年 治	宇和島市下波3140番地 2
"	山 口 栄一郎	宇和島市下波2512番地
"	石 崎 大 樹	宇和島市下波1351番地 2
"	壽 崎 平 亀	宇和島市下波1226番地
"	福 本 義 和	宇和島市下波914番地
"	本 山 智	宇和島市遊子5314番地
"	壽 崎 大 蔵	宇和島市遊子4647番地
"	木 原 清 司	宇和島市遊子4272番地
"	徳 島 勝 久	宇和島市遊子3798番地
"	岩 見 金 嗣	宇和島市遊子3603番地
"	矢 野 勝 盛	宇和島市遊子2936番地 1
"	山 下 良 征	宇和島市遊子1360番地
監 事	宮 住 將 壽	宇和島市下波2614番地
"	宇都宮 岩 雄	宇和島市遊子2136番地

"	本 山 浩 二	宇和島市遊子5224番地
"	川 口 敏 之	宇和島市遊子4208番地
"	上 原 吉 豊	宇和島市遊子3897番地
"	堀 田 古二郎	宇和島市遊子3524番地
"	小 櫻 常 治	宇和島市遊子2888番地
"	村 中 八寿藤	宇和島市遊子2135番地
"	山 下 良 征	宇和島市遊子1360番地
"	石 崎 九	宇和島市下波1351番地 2
"	吉 見 昭	宇和島市遊子4177番地
監 事	壽 崎 平 亀	宇和島市下波1226番地
"	加 藤 定 二	宇和島市遊子4656番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	磯 崎 浩	宇和島市下波5397番地
"	二 宮 初	宇和島市下波4442番地
"	増 田 芳 郎	宇和島市下波3868番地
"	石 川 秀 樹	宇和島市下波3734番地
"	山 口 栄一郎	宇和島市下波2512番地
"	浜 田 義比古	宇和島市下波2298番地
"	石 崎 豊	宇和島市下波1336番地
"	福 本 義 和	宇和島市下波914番地

○愛媛県告示第769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宇和島市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 6 月 7 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宇和海地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 6 月 7 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成23年 6 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成23年 8 月 2 日（火）午前 9 時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 1 会 場	四国中央市土居文化会館 2 階大会議室	四国中央市土居町入野939	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 2 会 場	今 治 市 民 会 館 大 会 議 室	今治市別宮町一丁目 4 - 1	同 上
中 予 第 1 会 場	中 予 地 方 局 6 階 第 2 会 議 室	松山市北持田町132	同 上
南 予 第 1 会 場	南 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室	宇和島市天神町 7 - 1	同 上
南 予 第 2 会 場	南予地方局八幡浜庁舎 7 階大会議室	八幡浜市北浜一丁目 3 - 37	同 上

(2) 平成23年 9月 4日 (日) 午前 9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第3会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第4会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
中予第2会場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同上
南予第3会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第4会場	内子町共生館(五十崎自治センター)共生館ホール	内子町平岡甲185-1	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成23年 8月 2日の試験に係るものについては、7月5日(火)から19日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成23年 9月 4日の試験に係るものについては、7月5日(火)から8月22日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定による平成23年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成23年 6月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成23年 9月 12日 (月) 午前 9時

2 試験の場所

(1) 学科試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

(2) 実地試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成23年 7月 25日 (月) から 8月 1日 (月) まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

登録販売者試験の実施について

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、平成23年登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成23年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成23年10月29日（土）午前10時30分

2 試験の場所

愛媛県松山市文京町4 - 2

松山大学

3 受験申請書の提出期間

平成23年7月11日（月）から7月29日（金）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、松山保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。